(抜粋) 地方公共団体(公民館· へのアンケート調査結果 平成30年度 習センター等

目的

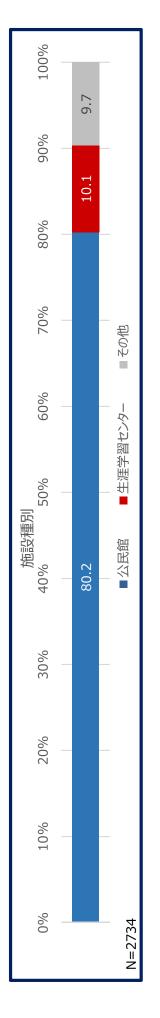
学校卒業後の障害者が公民館・生涯学習センター等において学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等の収集

実施時期および方法 \sim

平成31年1月7日~2月4日 全国自治体の障害者支援担当経由によるeメールアンケート調査

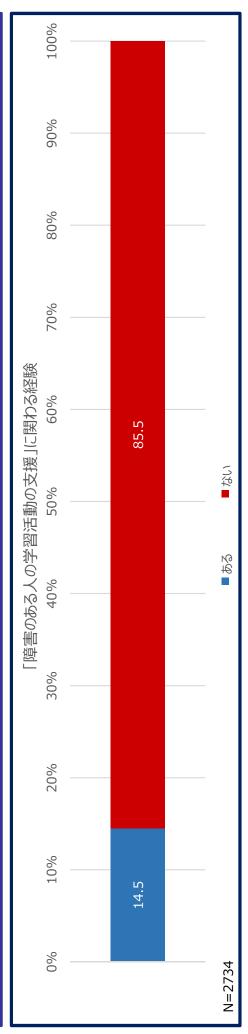
対象 \sim 学校卒業後の障害者が公民館・生涯学習センター等において学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等のアンケート調査 都道府県,市区町村配下の公立公民館,生涯学習センター等を対象

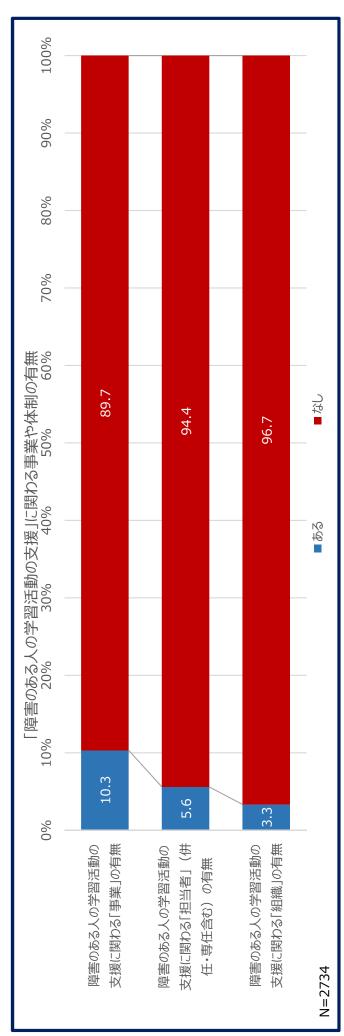
回答数 2,734施設。内訳は下記のとおり。



事業, 担当者, 組織の有無 ■「障害者の学習活動の支援」の経験,

- 障害者の学習活動の支援に関わった経験がある公民館等は14.5%である。 障害者の学習活動の支援に関わる事業を行っている公民館等は10.3%である。
- 障害者の学習活動の支援に関わる担当者がいるのは5.6%。組織があるのは3.3%である。



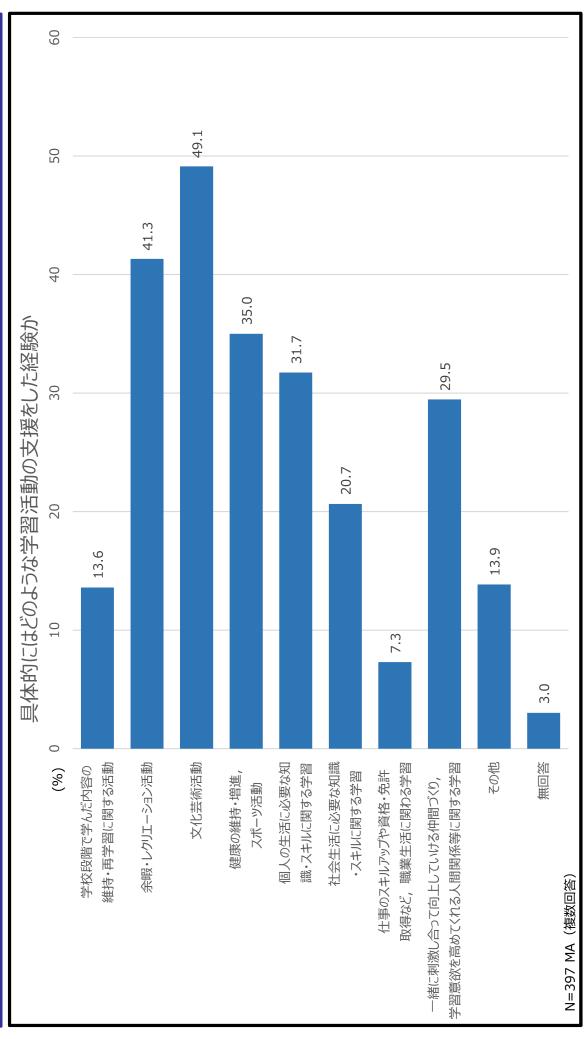


出典:文部科学省「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」

「障害者の学習活動の支援」経験のある学習分野

* 障害のある人の学習活動の支援に関わる経験が「有る」施設のみの回答

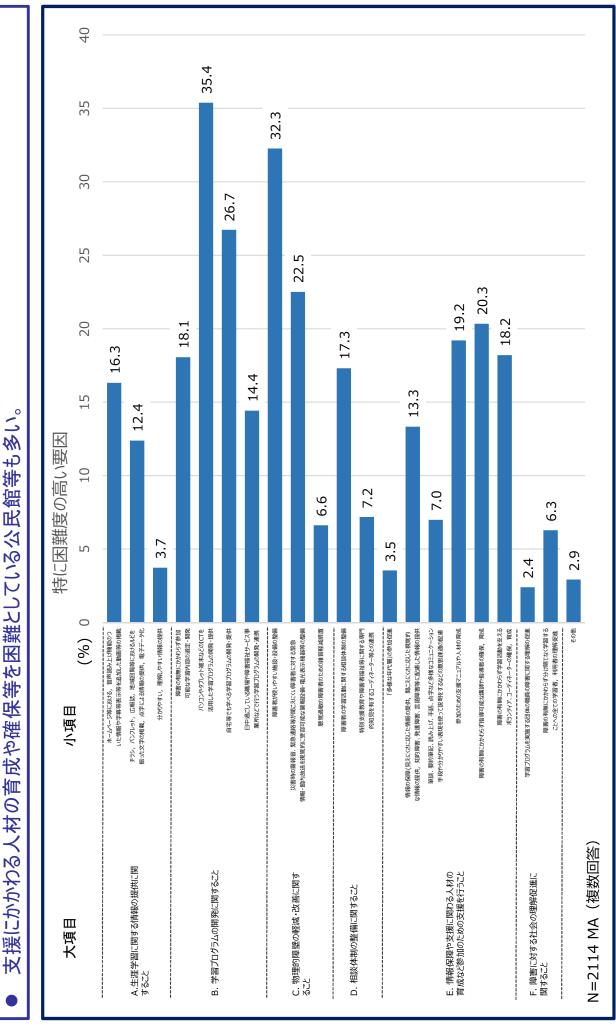
- 文化芸術活動が最も多く、次いで余暇・レクリエーション活動,健康増進・スポーツ活動の順となっている。
 - 個人の生活に関する知識・スキル,仲間づくりや学習意欲を高める人間関係に関する学習支援も30%近くある。



出典:文部科学省「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」

|「障害の有無にかかわらず参加可能な事業・プログラム」が困難である要因

「ICTを活用した学習プログラムの開発・推進」「自宅等で学べる学習プログラムの開発・提供」や,「障害者が使いやすい施 設・設備の整備」,「障害者に対する警報設備等の整備」を特に困難とする公民館等が多い。

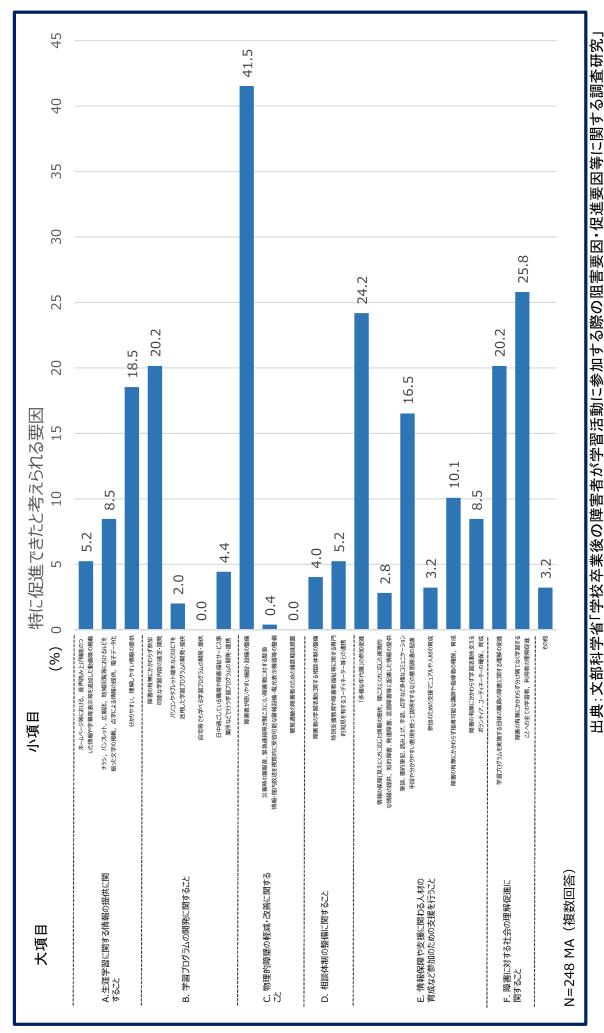


出典:文部科学省「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」

「障害の有無にかかわらず参加可能な事業・プログラム」を推進できた要因

* 障害のある人の学習活動の支援に関わる経験が「有る」施設,かつ「障害の有無にかかわらず参加可能な事業・プログラムを実施する」施設のみの回答

障害の有無に関わらず参加可能な事業・プログラムを推進できた要因としては,「障害者が使いやすい施設・設備の整 備」,「障害の有無に関わらず分け隔てなく学習をすることへの全学習者の理解促進」の順に高くなっている。



地方公共回体(地域生活支援 へのアンケート調査結果 F成30年度

目的

都道府県・市区町村が行う地域生活支援事業を通じた学習活動支援事例の収集

実施時期および方法 7

平成31年1月7日~2月4日 全国自治体の障害者支援担当経由によるeメールアンケート調査

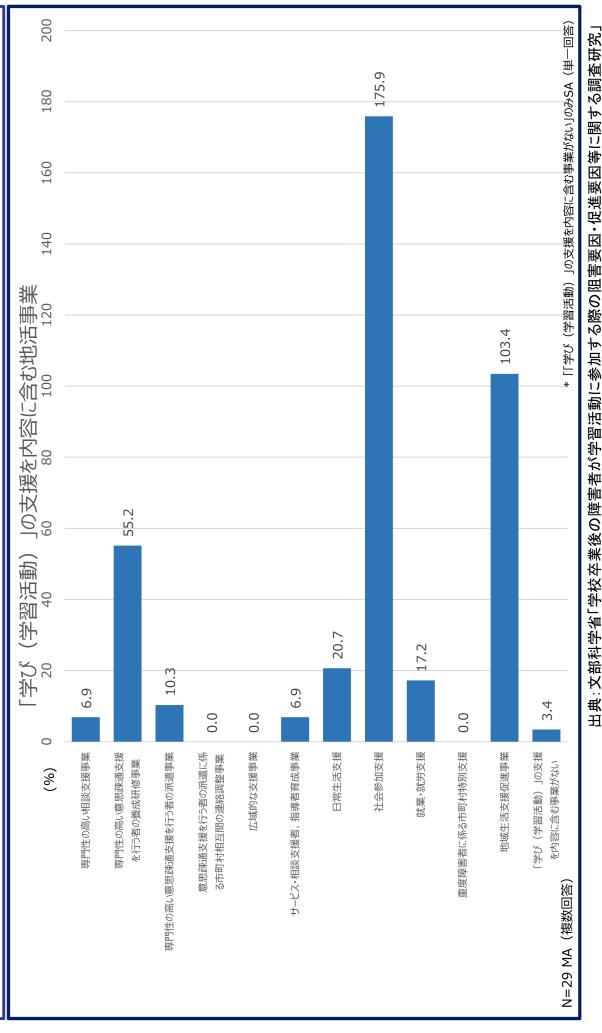
対象 \sim

都道府県・市区町村が行う地域生活支援事業を通じた学習活動支援事例アンケート調査 都道府県, 市区町村内の障害者福祉担当課・地域生活支援事業担当を対象 回答数 都道府県29, 市区町村838。

102 -

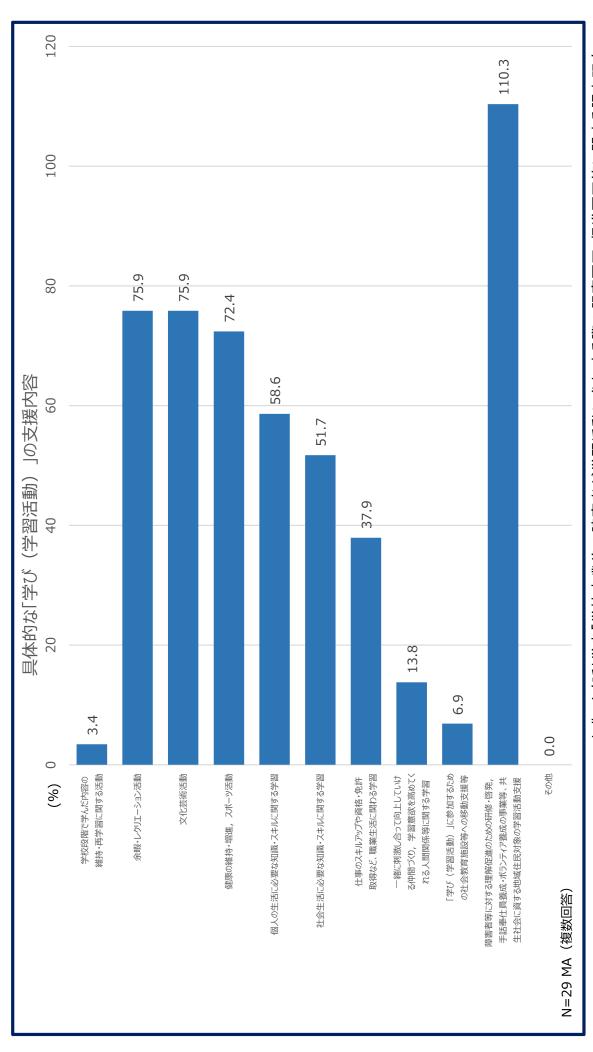
|「学び(学習活動)」の支援を内容に含む地域生活支援事業(都道府県

※「地域生活促進事業」には「障害者芸術文化祭・開催事業」や「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」が含ま 「社会参加支援」「地域生活支援促進事業」において学び(学習活動)の支援を内容に含むことが多い。 ※「社会参加支援」には「スポーツ・レクリエーション教室開催」や「文化芸術活動振興」が含まれる。 れる。



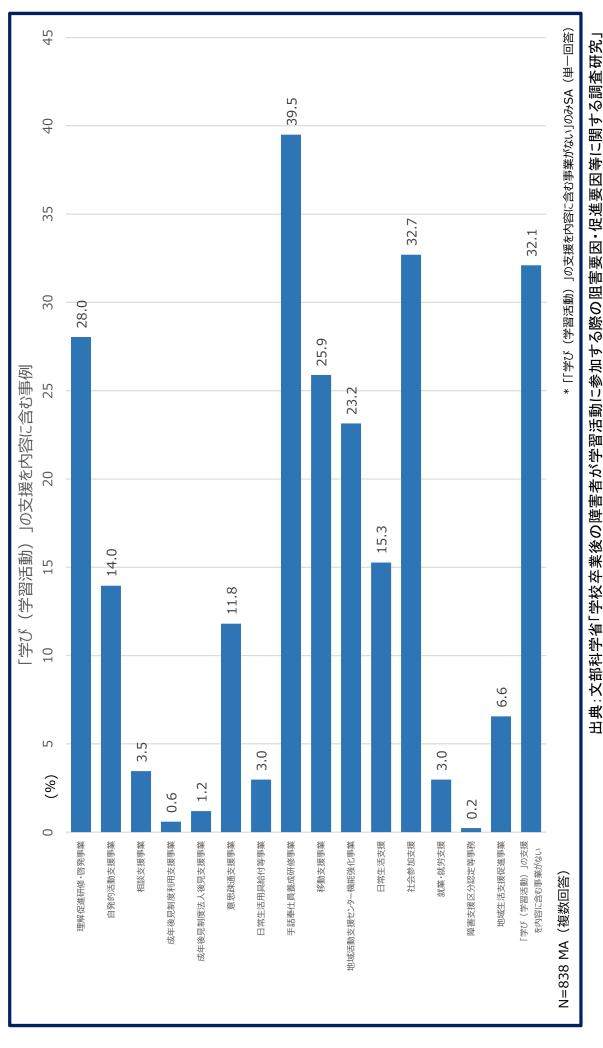
具体的な「学び(学習活動)」の支援内容(都道府県)

- 手話奉仕員養成・ボランティア 養成の事業等,共生社会に資する地域住民対象の学習活動支援」を挙げたところが最も多い。 学び(学習活動)の支援内容としては「障害者等に対する理解促進のための研修・啓発,
 - 次いで,「余暇・レクリエーション活動」「文化芸術活動」「健康の維持・増進,スポーツ活動」が高い割合になっている。



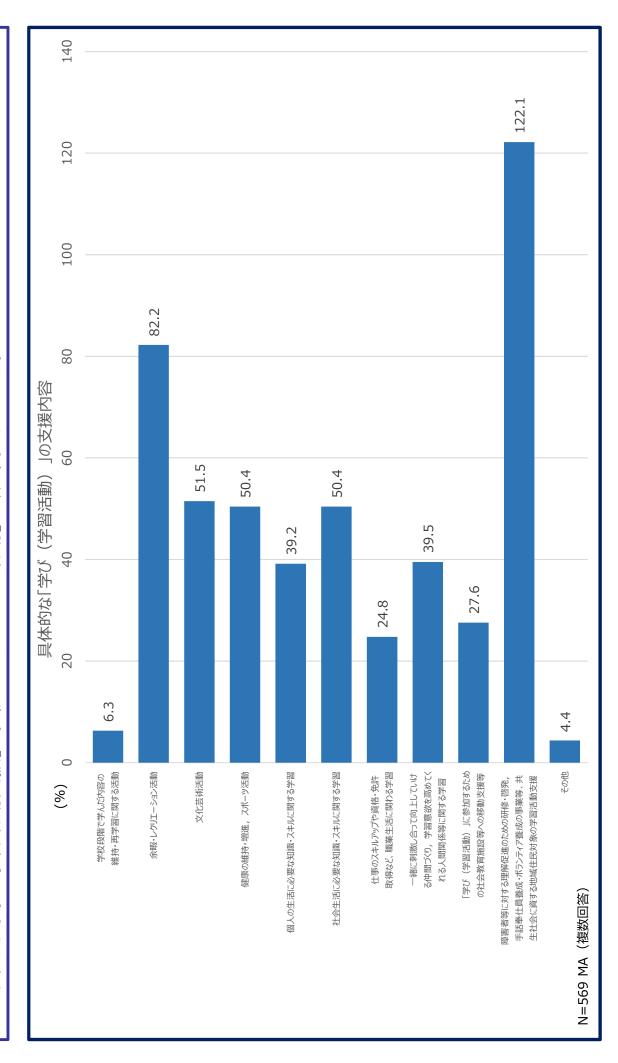
■「学び(学習活動)」の支援を内容に含む地域生活支援事業(市区町村

- 回答した30%以上の市区町村が学びの支援を含む事業がないと回答。
- 学び(学習活動)の支援を内容に含むものとしては,「手話奉仕員養成研修事業」が40%近くで最も多く、次いで,「社会参 加支援」「理解促進研修・啓発事業」の順に高くなっている。



具体的な「学び(学習活動)」の支援内容(市区町村)

「障害者等に対する理解促進のための研修・啓発,手話奉仕員養成・ボランティア養成の事業等,共生社会に資する地 域住民対象の学習活動支援」「余暇・レクリエーション活動」の順に高くなっている。



「障害者に関する世論調査」の概要(抜粋)

調 査 主 体 内閣府

調 査 対 象 全国の日本国籍を有する 18 歳以上の者 3,000 人 有効回収率 1,771 人(回収率 59,0%)

調 査 期 間 平成29年8月3日~8月13日 (調査員による個別面接聴取)

調査目的障害及び障害者に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。

調 査 項 目 1 障害者に対する意識について

- 2 障害者とのふれあいについて
- 3 障害者関連施策について

調 査 実 績 「障害者に関する世論調査」

(昭和62年7月、平成4年8月、9年7月、13年9月、19年2月、24年7月) 「障害者の社会参加に関する特別世論調査」(平成17年1月)

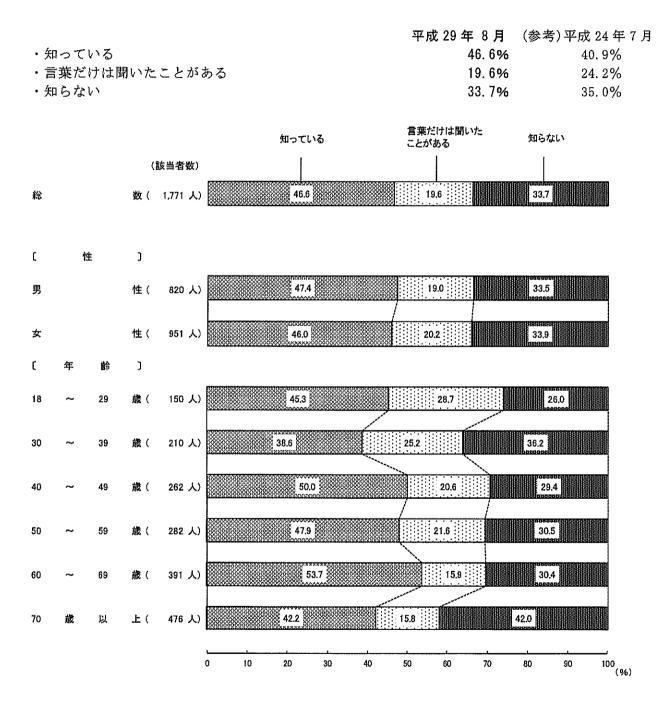
(平成18年度の調査から、調査対象者に調査主体が「内閣府」であることを提示した上で実施。)

そ の 他 平成 28 年度から調査対象者の年齢を 18 歳以上に引き下げているため、20 歳 以上を対象としていた前回調査までとの単純な比較には注意を要する。

1 障害者に対する意識について

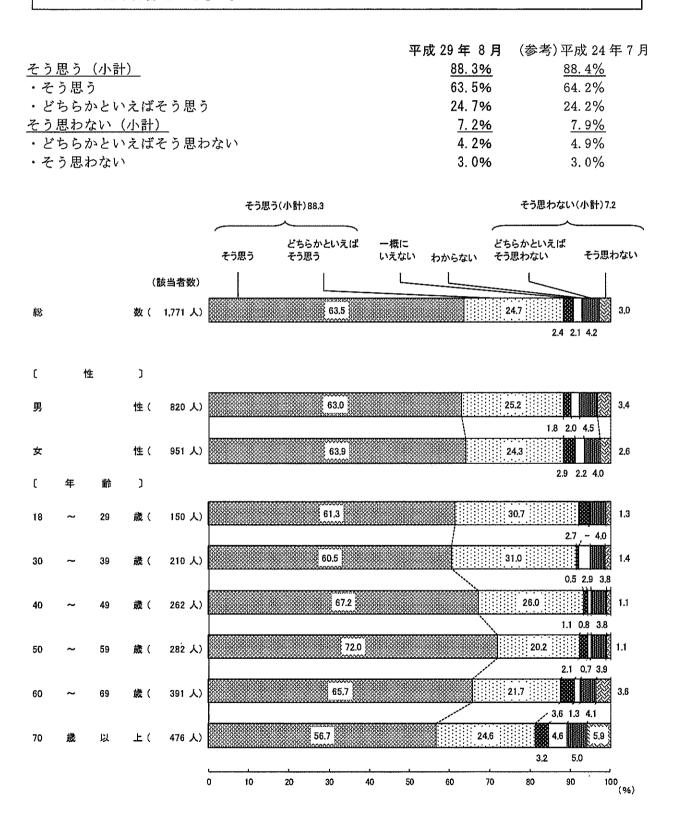
(1)「共生社会」の周知度

問1 あなたは、障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、 支え合って暮らすことを目指す「共生社会」という考え方を知っていますか。この中から 1 つだけお答えください。



(2)「共生社会」の考え方について

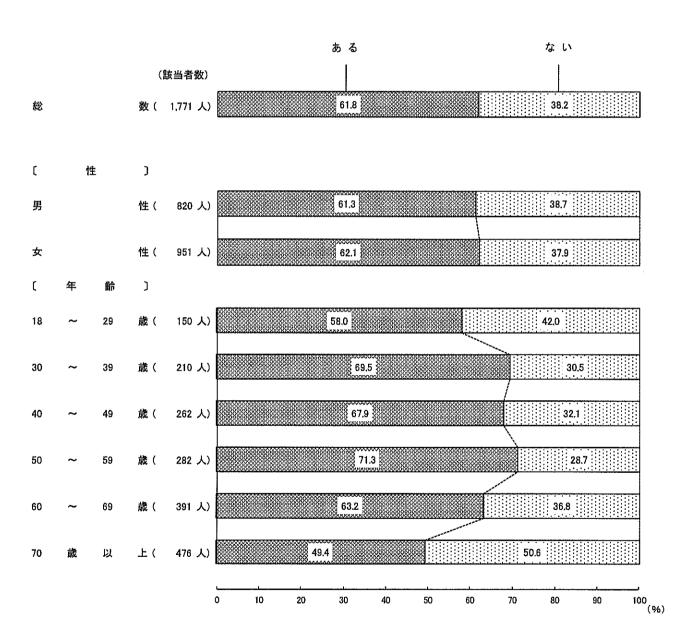
問2 国や地方公共団体では、「共生社会」の考え方に基づいて、障害のある人もない人も共に 生活できるための環境づくりを進めています。あなたは、この「障害のある人が身近で普 通に生活しているのが当たり前だ」という考え方について、どう思いますか。この中から 1 つだけお答えください。



(2) 手助けの経験

問5 あなたは、障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがありますか。





ア 手助けをした理由

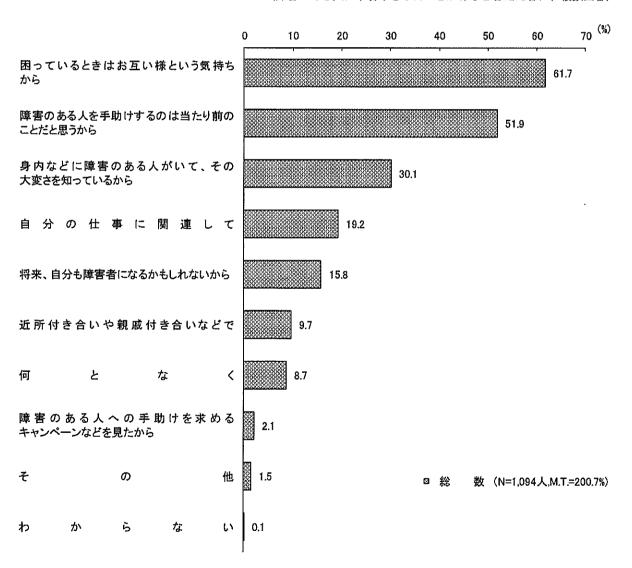
更問 (問5で「ある」と答えた方(1,094人)に) それはどのような気持ちからでしょうか。この中からいくつでもあげてください。 (複数回答)

(上位3項目)

平成 29 年 8 月

- ・困っているときはお互い様という気持ちから
- ・障害のある人を手助けするのは当たり前のことだと思うから
- ・身内などに障害のある人がいて、その大変さを知っているから
- 61.7% 51.9%
- 30.1%

(障害のある人に手助けをしたことがあると答えた者に、複数回答)



イ 手助けをしたことがない理由

更問 (問5で「ない」と答えた方(677人)に) なかったのはどうしてでしょうか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

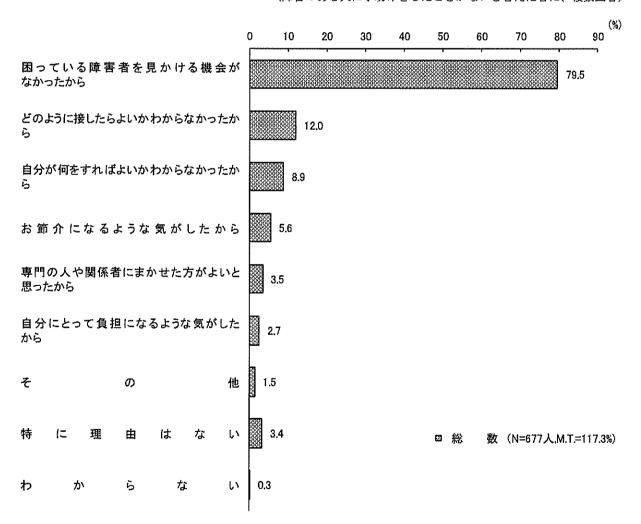
(上位2項目)

平成 29 年 8 月

- ・困っている障害者を見かける機会がなかったから
- ・どのように接したらよいかわからなかったから

79.5% 12.0%

(障害のある人に手助けをしたことがないと答えた者に、複数回答)



(3) 差別や偏見の有無

問6 あなたは、世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると 思いますか。この中から1つだけお答えください。

・ あ ・ あ な v ・ あ	と思とと ととまいと	思う 度はあ う く ないと	うると。 小計)	思う						ম	平成 29	83. 50. 33. 14. 7.	月 9% 8% 1% 2% 7% 4%	(参考	89 56 33	24 年 9. 2% 5. 1% 3. 0% 9. 7% ※ 9. 7%	7月
						あ.	ると思う 	(小計)8	3.9					ないと思	う(小計)	14.2	
					ある	と思う			ある程度あると思	をは いう	わか	らない	あまりない。	り と思う -	な	いと思う	,
総				該当者数) 1,771 人)			50	.8				33.	1		7.7	6.4	
[f:	ŧ)														
男			性(820 人)			52	2,4				32	2.4 :::		7.1 .5	6.6	
女			性(951 人)			49.	3				33.8			8,3	6.3	
ί	年	齢	j	_										2.	3		
18	~	29	歳 (150 人)			5	54.7					38.7		-	4.7	2.0
30	~	39	歳(210 人)				58.6					∷∷ 34	.8 :::::		4.8	1.9
40	~	49	歳(262 人)				57.6					35	9 :		2002002	1,1
50	~	59	歳(282 人)				4.3				······	39.4	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			1.8
60	~	69	歳(391 人)				56.5					28.4		7.7	4,3 5,6	
70	歳	以	上(476 人)		35	5			∷ 29.	4	5.8		3,4	.8 16,2		
				C	1	0	20	30	40	50	6	0	70	80	90	100	(%)

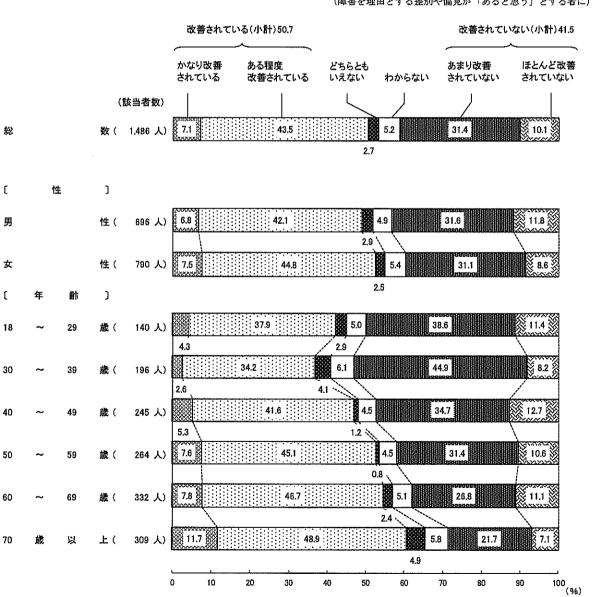
ア 差別や偏見の改善状況

(問6で「(ア) あると思う」、「(イ) ある程度はあると思う」と答えた方(1,486人) 更問 (=)

あなたは、5年前と比べて障害のある人に対する差別や偏見は改善されたと思いますか。 この中から1つだけお答えください。

	平成 29 年 8 月	(参考)平成 24 年 7 月
改善されている(小計)	<u>50. 7%</u>	<u>51. 5%</u>
・かなり改善されている	7.1%	8.5%
・ある程度改善されている	43.5%	43.0%
改善されていない (小計)	<u>41. 5%</u>	<u>40.8%</u>
・あまり改善されていない	31.4%	31.9%
・ほとんど改善されていない	10.1%	8.9%

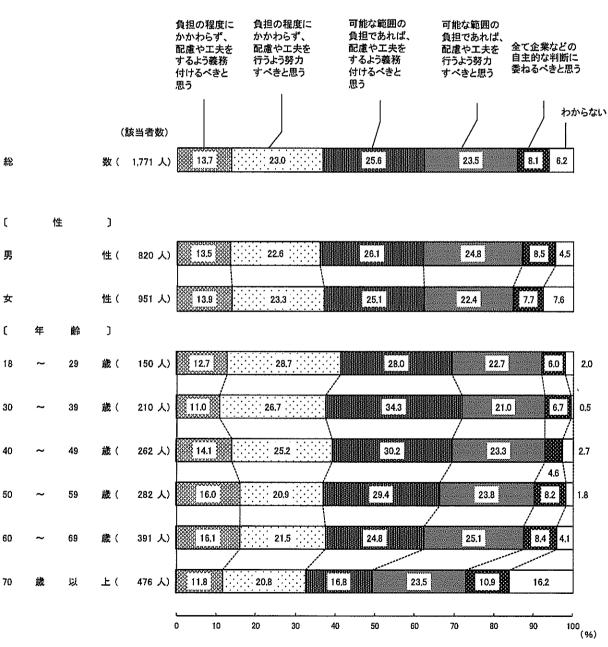
(障害を理由とする差別や偏見が「あると思う」とする者に)



(4) 負担と配慮について

問 10 障害のある人が、障害のない人と同じように生活していくためには、さまざまな配慮や 工夫が必要になります。一方、こうした配慮や工夫を行うには、経済的な負担を伴う場合 もあります。あなたは、企業などがこうした配慮や工夫をどの程度行うべきと考えますか。 この中から1つだけお答えください。

平成 29 年 8 月 ・負担の程度にかかわらず、配慮や工夫をするよう義務付けるべきと思う 13.7% ・負担の程度にかかわらず、配慮や工夫を行うよう努力すべきと思う 23.0% ・可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫をするよう義務付けるべきと思う 25.6% ・可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を行うよう努力すべきと思う 23.5% ・全て企業などの自主的な判断に委ねるべきと思う 8.1%



(6)企業や民間団体への要望

問 12 あなたは、障害のある人のために企業や民間団体が行う活動について、どのようなことを希望しますか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位3項目)

平成 29 年 8 月 (参考) 平成 24 年 7 月

・障害のある人の雇用の促進

66.3%

67.3%

・障害者になっても継続して働くことができる体制の整備

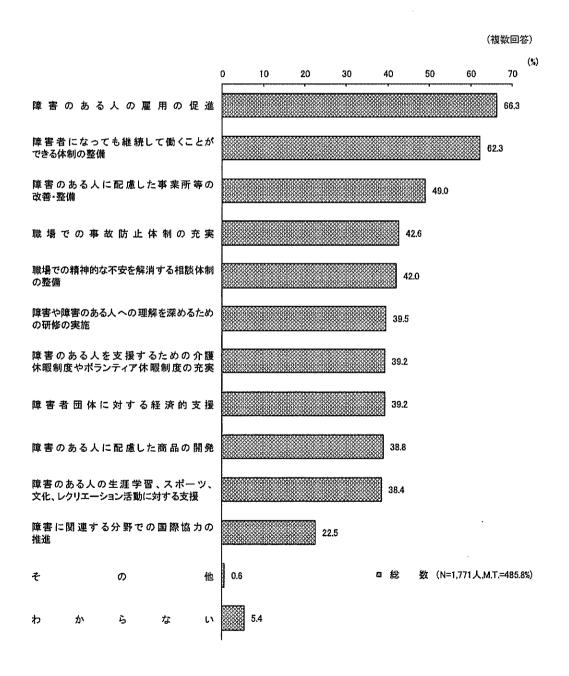
62.3%

61.4%

・障害のある人に配慮した事業所等の改善・整備

49.0%

49.5%



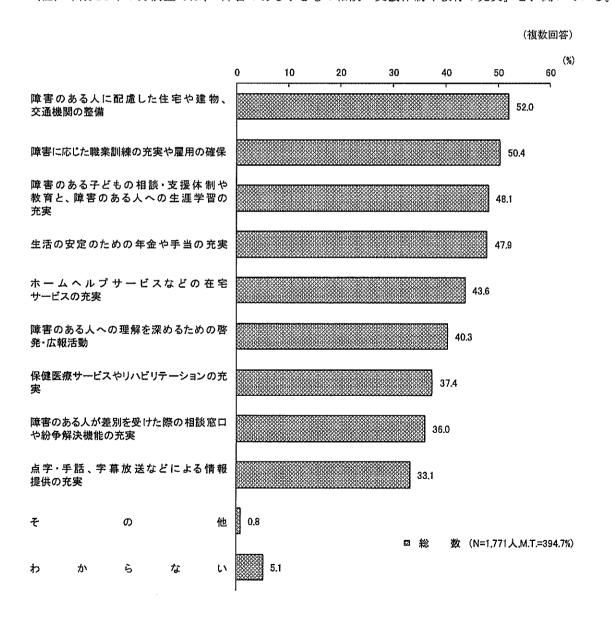
(8) 国や地方公共団体への要望

問 14 障害のある人に関する国や地方公共団体の施策のうち、あなたがもっと力を入れる必要があると思うものをこの中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位4項目)

	平成 29 年 8 月	(参考)平成 24 年 7 月
・障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備	52.0%	49.7%
・障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保	50.4%	50.4%
・障害のある子どもの相談・支援体制や教育と、障害の		
ある人への生涯学習の充実	48. 1%	54.3% (注)
・生活の安定のための年金や手当の充実	47. 9%	50.5%

(注) 平成24年7月調査では、「障害のある子どもの相談・支援体制や教育の充実」と、聞いている。



学校卒業後における障害者の学びの推進方策について (論点整理) に関する意見募集の結果について

【I 意見募集実施概要】

- (1) 意見募集実施期間:平成30年9月11日(火)~10月5日(金)
- (2) 総意見数105件(送信者数:27)
- (3) 意見の項目別件数

<u><はじめに></u> 2件

- 1. 障害者が学び続けることのできる社会を創造する必要性 3件
- 2. 今後目指すべき方向性 10件
- <u>3. 学校卒業後における障害者の学びの充実方策</u> 36 件
- 4. 一般的な学習活動への障害者の参加の推進方策 10件
- 5. 取組を推進するためのシステムづくり、基盤の整備 20件

その他 2件

【Ⅱ 意見の概要】

くはじめに>

- ・特別支援学校を卒業した方以外の方も対象としてしっかりと捉えてほしい。
- ・障害者の生涯学習を推進するための仕組みの創設を目指すことが必要。

1. 障害者が学び続けることのできる社会を創造する必要性

- (1) 障害者の自立と社会参加に向け、学校卒業後の学びを継続できるようにする必要があること
 - ・障害者に学校卒業後の学びの場が必要な理由は、第一に自己肯定感、自分の意思をもつため、 第二に自分が必要な支援を求める力をもつため、第三に自分が認められると共に他人もリスペクトできるようになるため。
 - ・障害者の生涯学習に求められる事は、社会性の涵養(社会性を育てること)、学ぶ機会をつくる(知識、技能の習得)こと。
- (2) 障害者が、健康で生きがいのある生活を追求するための生涯学習の機会を整備する必要があること
 - ・「知らなかったことが分かること」「できなかったことができるようになること」は人間の根源的な喜びであり、障害者にとっても生きる喜びそのものであるため、学ぶ機会が少しでも多くあることが必要。
- (3) 障害者が、社会において自らの個性や得意分野を生かす観点からの取組も必要であること
- (4) 障害の有無にかかわらず、共に学ぶ共生社会の実現に向けた取組が必要であること

2. 今後目指すべき方向性

- ・職業的自立に重点が置かれているが、とりわけ知的障害者は、職業に就いたからといって親元 を離れられるほどの給与をもらえるわけではない。自立は「親元からの自立」を見据えること が必要。
- ・親子で高齢になったときに共依存になって、社会と断絶してしまうケースが少なくない。学齢期から自己決定の力を育てられていないこと、保護者がいくつになっても責任を負わなくてはいけないと思い込んでいること、信頼して相談したり支援を任せたりできる場が少なすぎることなどが要因としてあげられる。
- ・地域の障害者理解をさらに進めるとともに、障害者の自立に向けて家族の意識が変わっていけるようにするためにも、障害者の地域での活動を多くつくることが必要。
- ・ろう重複障害者、知的障害者にとって、高等部卒業後の学びの場がなく、発達保障ができていない。卒業後の学びの場は非常に大切であり、全ての障害者が、情報・コミュニケーション保障の下に学習できるようにすべき。

(学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化)

- ・知的障害者が18歳で社会に移行するのは早すぎる。
- ・特別支援教育が、本来の目的である「子どもの全人格的な発達保障」に寄与するよう、就労に 向けた指導ばかりでなく、創造的な教育内容に変わることが必要。

(福祉等の分野の取組と学びの連携の強化)

・学校卒業後の生涯学習の取組は継続性が非常に重要であり、既存の障害者福祉サービス等の活 用策も含め仕組みづくりが必要。

(当事者の主体的な学びの重視)

- ・教員や親から言われて動くのではなく、自分自身を見つめ直し自分から学びたい事を学び、やりたい事をする機会、他者と共に何かをやり遂げる機会が重要。
- ・苦手なことの克服よりも、得意なこと、やりたいことをやっていくこと、自信をつけるスタンスが大切。また、同年代の人と関われるような取組とすることが必要。
- ・本人が主体となって行える活動を多くつくってほしい。

3. 学校卒業後における障害者の学びの充実方策

(1) 現状・課題

【視点1:学校から社会への移行期に特に必要となる学習について】

- ・自立訓練事業等と連携して学びの機会を提供する取組への支援方策を検討すべき。
- ・特別支援学校在学中から行うべき情報提供の内容として、地域の社会教育施設等における学習機会に加え、地域の福祉サービス等を活用した学びの場に関する情報も必要。
- ・特別支援学校においては、卒業生のフォローに加え、地域の学びに関する情報を収集して紹介 すること、特に民間の生涯学習の活動の紹介を行うなど、学校単位で充足せずに地域の生涯学 習資源の把握・情報提供を意図的に推進する必要がある。
- ・特別支援学校の場の活用があげられているが、現在、全国の特別支援学校は過大化、過密化が 進み、活用が容易ではない。特別支援学校の増設や条件整備は急務の課題。
- ・学校を卒業した後の方が長い人生となることを考えたときに、生涯学習の場が継続してあることが、様々な活動の機会を保障することになる。自らの可能性を引き出してくれる場、新たな 挑戦の場、自己有用感や自己肯定感を高める場にもなる。
- ・社会生活に必要な学習課題を達成するためには、前提として、学習を達成しようという意欲の 基盤になる環境の保障が必要なのではないか。地域において障害の有無を越えて青年たちが主 体的に活動していく環境を基軸として維持していくことを最初の課題に据えた取組が求めら れるのではないか。

【視点2:生涯の各ライフステージにおいて生じる課題に対応するための学習について】

・障害者の学びを推進するためには、既存の福祉施設の活用だけでは不十分である。福祉施設で

は運営に困難を抱えているところも多くあり、そこへ新たな役割を付加すれば負担はさらに増えることになる。障害者の学びのニーズをしっかり把握し、そのニーズに合わせた場づくりが必要。学びの場の中心は、福祉領域ではなく、生涯学習等、教育の役割として考えていくべき。

・社会教育が本来果たすべき役割として、適切な機関との連携体制づくりがあげられる。

(2) どのような学習が求められるか

- ・本人が主体的に学ぶ機会としていくための工夫として、本人が楽しいと思えることに加え、充 実感や達成感を得られるような多面的なプログラム構成が必要。
- ・障害の重い方の学びについてもっと触れるべき。重度の障害者でも学び続けることが必要であ り、そのためにはどのような場と配慮が必要なのかを考えていかなければならない。

【視点1:学校から社会への移行期に特に必要となる学習について】

- ・学習の目標(育成を目指す資質・能力)に「自身の感情をコントロールする力」「ルールを読み取るなどの社会生活力」「環境への適応力」を加えるべき。
- ・青年期に必須の性に関する学びの機会が十分に保障されるべき。特に知的な障害を持っている 人にとっては、社会にあふれる性的な情報を正しく選択して理解することの困難さが大きい。 本来は学齢期に、本人の身体的な成熟や理解度に応じて段階的に進められるべきであるが、不 十分なことも多い。また、性的な学びは、生理的な事項ばかりでなく、コミュニケーションの 在り方を基本とした理解を進める必要がある。
- ・知的障害者や発達障害者の中には、自分の行動が「犯罪」に相当することを理解していない人もいるが、学ぶ機会がなければ理解が難しく、望ましくない行動を回避できない。高等部卒業前に、法律で禁止されていることの概略などを学ぶ機会があると良い。また、障害者福祉サービス事業所等においても、防犯教育を行う機会が持てることが望ましい。
- ・特別支援学校高等部(特に知的障害)の生徒は、卒業後の選択肢が限られており、教育内容が「就労するための学習」中心になる傾向がある。高等部の年数の延長と、学校段階で生徒の全人格的な発達を保障する多様で豊かな教育が行えるように検討してもらいたい。
- ・特別支援学校で行われていた「性と生の教育」について、障害者権利条約に沿った形で進める ことができるよう、取り組み方を示してもらいたい。
- ・一般就労した障害者には、職場の上司との人間関係等により続かなくなるケースが多いため、 就労継続できるような対策をとってほしい。
- ・社会に出る時に初めて学びを考えるのではなく、小中学生時代から、学校教育において地域の 教育リソースを利用する機会があれば、卒業後の学びに円滑に入ることができる。
- ・放課後等デイサービス事業があるが、卒業後も、就労をしながら利用可能なサービスを、生涯 学習が可能な制度として、国も推奨し積極的に進めていくべき。

【視点2:生涯の各ライフステージにおいて生じる課題に対応するための学習について】

- ・福祉サービス事業所などにおける避難訓練などの機会を積極的に活用して、本人の実態に合った防災学習を、本人がしっかりと理解できるような形で進めていく必要がある。
- ・実際の社会生活で役立つメニューを例示し、活動を活発にすることが必要。(例)ボランティア、英会話、電子機器(パソコン、スマホ)、健康維持と仲間づくりに有効な各種スポーツ(要

望が強いが地域でもなかなかできない)。特に消費者問題、情報リテラシーは早急に学習を進めることが必要。また映像などの分かりやすい教材が用意されていると効果的。

- ・人は生涯にわたって発達していることから、特性を発達の遅れと(発達)領域間の偏り(デコボコ)としてとらえることが重要であり、支援に際しては連続性のある発達を基礎・基本において取り組む必要がある。
- ・必要な学習の例として、ダンス、体力を鍛える、ウォーキング、書道、鉄道、コンピューター 講座、歴史と地理、自然や動物、英会話、病気、経済・社会、音楽、障害者の権利、一人で作 れる簡単料理、裁判制度、レクレーション、ダンスパーティ、リラックス・気分転換法、法律 ・制度、成年後見制度、障害基礎年金、障害者の権利、振り込め詐欺をどう防ぐかなどの講座 が考えられる。
- ・発達障害などの障害特性から他者との交流や対面が難しい人もいるため、障害者が主体になる 講座においては、当事者が参加しやすい環境づくりが大切。
- ・学習効果の把握においては、保護者や第三者と効果の共有ができるよう、わかりやすい測定指標について工夫することが望まれる。

(3) どのような方法で実施すべきか

- ・学びの場づくりには3つのアプローチがある。1つ目は鳥取大学附属特別支援学校の専攻科や大学内での場づくりのように教育の枠組みで行うもの。2つ目は福祉の制度を活用するもの。3つ目は生涯学習として働きながら参加し続けられるもの。個のニーズに応じて自由に選択できるほどに潤沢に設置されていることが理想である。現状では選択肢も総数も少なすぎる。
- ・特別支援学校高等部専攻科等の役割に言及するとともに、今後重視すべきこととして、高等部 卒業後の継続教育の機会を位置付けるべき。
- ・高等部卒業後、大学等で教育が受けられる体制を強化する施策が必要。
- ・障害者の学びを推進するため、「学校卒業後」の場の確保だけではなく、特別支援学校への専 攻科の設置等による教育年限の延長について検討することが必要。
- 「学びの場」の選択肢を増やすため、特別支援学校高等部の年数を伸ばす、または、政府の予算を確保し、卒業後の継続教育の機会を確保すべき。
- ・学校卒業後においても、学齢期の放課後等デイサービスのように、毎日通える場を望む人たち がいる。そのような人たちの学習権を保障するような仕組みの検討が必要。
- ・今後重視すべき取組として、諸外国の例も参考にしつつ、障害者の学びの拠点を確立するよう な新しい事業の創設など、より積極的な構想をお願いしたい。
- ・障害福祉サービスとの連携を図りながら学びの場を広げていくことについて、仕組み、制度上 も明確化するよう、検討を進めるべき。
- ・自治体の「生涯学習基本計画」等、施策の基本的な文書に、障害者の生涯学習の観点をきちん と織り込んでいくよう働きかける必要がある。
- ・地域の障害福祉サービス事業所が生涯学習の推進の一部を担うことが必要。また、(自立支援) 協議会が犯罪予防学習や防災学習を含めて、生涯学習の企画に関わりをもっていく必要があ る。そのことにより、障害福祉部局と教育部局の連携が図られ公的な調整機能が発揮される。
- ・多くの大学で、オープン・カレッジのように、継続的に本人の興味・関心を広げ、可能性を伸

ばすような学びの場をつくれるよう、モデル開発をしてほしい。

・障害者の学びを評価し、処遇等に反映する仕組みがあると、結果的にその後の労働意欲の向上 につながる。相談支援専門員が学びの評価を踏まえた就労支援を行うことで、より充実した相 談支援になることが期待できる。

4. 一般的な学習活動への障害者の参加の推進方策

(1) 現状・課題

- ・本人と主催者双方の不安感、事故予防などの観点から、移動支援などのヘルパーの活用を奨励 すべき。特に軽度の知的障害者は、一般的な学習活動への参加機会や関心をもつことがあるが、 福祉サービス利用の経験がないことも多い。例えば、連続の講座では初回だけでもヘルパー同 行で参加すると、不安感の軽減や学習環境の微調整などに役立つことが多い。
- ・障害者が学ぶ全国の多様な施設において、難聴者が学びやすい環境づくりを推進してほしい。
- ・低学年の頃から、望めば高等部卒業後も学び続けることができるという情報を本人や保護者に 伝えるべき。
- ・生涯学習については、事業者の持ち出しやボランティアで実施されているケースが多い。場が増えないだけでなく質量ともに個々のニーズに応じることができず、職員が安定して働くことができないなど非常に厳しい現状である。様々なイベントや講座を設けても経済的な理由から参加を諦めざるを得ない実情もある。公的な支援の充実について検討すべき。

(2) どのような取組が求められるか

- ・学習場所への往復を家族が負担するのは大変なので、何らかの配慮を検討してほしい。
- ・地方だと、バス代も無料にはならず、移動手段が課題である。
- ・民間の講座などは、高額な授業料を取るのに、情報保障の用意もして貰えない。仕事のキャリアを磨くための講習や講座において、当たり前に情報保障が得られる環境になって欲しい。
- ・生涯学習を具体化させるためには、アクセスしやすい拠点として「地域で仲間と過ごせる場」 が必要。「地域で仲間と過ごせる場」ができれば、第一の場である家、第二の場である通所施 設や学校に次ぐ第三の場となり、障害者の地域での活動が面的な広がりを持つようになる。
- ・インターネットを介した生涯学習のスタイルを模索することは有効な手段である。
- ・社会に出てから、働く以外の多くの時間にどのような学び、経験をするかが、その人の成長や 人との繋がりを深めることにつながる。国立で行われている障害のある成人が行っている「障 がい者の青年教室」や「カフェ」のような取組が全国どの地域でも実施されることを願う。

5. 取組を推進するためのシステムづくり、基盤の整備

(1) 当事者のニーズを踏まえた、学びに関する相談支援体制づくり

- ・個別の教育支援計画について、平成15年「特別支援教育」への転換期に提案されたとおり、 生涯にわたって引き継いでいくべき。
- ・卒業後の生活や就労から学ぶことを教育内容に生かしていくことも大切。

(2) 地方公共団体における関係機関・団体等の連携体制の構築

(3) 社会教育と特別支援教育、障害者福祉等をつなぐ人材の必要性

- ・地域には活用できる施設が多数存在し、障害について理解のある人もおり、様々な分野で活動 している人も多い。地域のパワーを取り入れることで生涯学習の内容が飛躍的に充実したもの になる。そのためには、生涯学習施策を担う職員の質の向上が必要不可欠であるが、どの自治 体でも不十分である。地域の資源を結びつけてコーディネートする力が求められるので、コー ディネーター養成講座などの研修を都道府県レベルで行ってほしい。
- ・障害者の学ぶ権利を保障するため、高等教育機関として開かれた大学を目指して欲しい。まず は共に学びを深めていけるようなオープン・カレッジでサポーターの養成を行えると良い。
- ・支援が必要なのは特別支援学校の卒業生ばかりではなく、通常の学校の卒業生にもいる。健常者と障害者の境界にいる者こそ、特別な配慮を受けられるようにする取組がより必要になっている。卒業後にも、必要な機関につなげられる道筋をつくることが重要な課題となっている。
- ・地域の生涯学習のコーディネート機能のネットワークに、障害当事者団体等も関わっていくことが、共生社会における障害者の生涯学習を進めていく上で重要な要素になる。

(4) 幅広い人々の参画を得た障害者の学びの推進

- ・様々な地域で活動する難聴者団体が、自治体の補助金や交付金等を受託し、社会教育関連の講 座を実施したり、講師派遣を担ったりすることができるようになると良い。
- 一般社会(企業、職場)の障害者理解を深めることが必要。
- ・障害者支援には、家族支援も含まれる。家族が不安なく障害の有る家族を託せる社会になるよう、一般市民への正しい理解啓発をしていくことが必要。

(5)基盤の整備に向けた取組

- ・「親子」から「成人同士」への関係に発展するために、社会教育や生涯学習に何ができるのか、 について検討するために、親子の切実なニーズ(の違いも含め)を把握することも必要。
- ・職員の研修について、イギリスでは、特別な教育的ニーズ(障害種ごと)を担当できる施設職員が配置されている。職員の研修用テキストも作られ、障害のある人の生活面の変化を聞き出すような事業評価・改善が行われている。実践のノウハウや優良な実践を全国に広める仕組みが整えられており、参考になる点が多い。
- ・この施策は様々な当事者・家族の方、学校の先生、社会教育・福祉の現場の職員の方のニーズ から生まれていると思うので、当事者団体の意見を聞くべき。

(10月3日第10回会議において、当事者団体からのヒアリングを実施。)

- ・今後、生涯学習の参考となる事例集を作成してほしい。障害者との付き合い方、活動の中での 困った事例、プログラムの紹介、当事者の意見を吸い上げる仕組みなどを載せてほしい。
- ・障害者が自分の住む地域で「学ぶ場」「交流の場」を得ることができ、区市町村が「余暇活動」 「生涯学習活動」に関する施策を行いやすくなるように、厚労省や都道府県とも協議をし、財 政的な面も含めて基盤整備を行ってもらいたい。
- ・青年学級が衰退していく背景には職員の専門性の欠如、予算の削減、ボランティア不足などの

要因がある。大学での学びも、NPO 法人等による学びの場の提供も必要。これらの意義ある 実践が、そこに集う一人一人の障害者のニーズに応える学びの場として維持継続していくため には、予算措置と制度上の位置付けがきちんとされることが必要。

- ・青年学級が生涯を通して学ぶ権利が保障される場として機能できるよう、仕組みの整備が必要。
- ・支援者のアプローチ力、本人の意思を引き出し、作り上げていく力が必要。そういった支援者 の確保や研修のあり方(人材育成)と人材確保における財源の支援も欠かせない。
- ・障害者の生涯学習や文化活動などが広く取り組まれるための「プログラムの貸し出し」などに よる方法も考えられる。
- ・講座など進めるための事業費やコーディネーターの人件費に当てる財源の予算化が必要。
- ・町田市のとびたつ会のような本人主体の活動が基本になるのだろうと思われ、そのような活動 が国内全体に広がり、一般化すると良い。

6. その他

- ・全体的に教室での座学、学校教育の延長をイメージしているように読み取れるが、障害者の生涯学習は社会全体がフィールドになるので、社会の中で学ぶ場面や機会をもっと強く意識してほしい。
- ・ヒアリング等の意見欄があるが、当事者の実態がきちんと反映された内容で非常に良い。これ らの内容をしっかり踏まえて、生涯学習の仕組みを構築して欲しい。

特別支援学校高等部 学習指導要領(平成31年2月公示)

第1章 総則

第2節 教育課程の編成

第5款 生徒の調和的な発達の支援

- 1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実
- (5) 生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。

解説(学習指導要領等説明会説明資料)

(5) 生涯学習への意欲の向上(第1章第2節第5款の1の(5))

本項は、障害者のライフステージ全体を豊かなものとするためには、 障害のある生徒に対して学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充 実を図ることを示している。

人が豊かな人生を送っていこうとすれば、単に生活が保障され、仕事により賃金を得て、社会における役割を果たしていくのみならず、学習、文化、スポーツといった生涯にわたる学習や体験の中から生き甲斐を見つけ、人と繋がっていくことが必要となってくる。

そのため学校教育においては、卒業後の生活において、進路に関する 指導だけではなく、スポーツ活動や文化活動などを含め、障害のある生 徒が、自己実現を図るための生涯にわたる学習活動全般を楽しむことが できるよう、第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等の指導や、 第1章第2節第3款の1の(6)及び第5款の1の(3)、第6款の1の (3)に示されていることを踏まえ、在学中から地域における活動に参加 し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支 援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加でき るよう、生涯学習への意欲を高めることが重要である。

障害のある生徒が、学校卒業後も必要な支援を受けながら豊かな生活を送るためには、特別支援学校と、企業や障害者福祉施設等、高等教育機関といった卒業後の進路先とが、密接な連携を図ることが不可欠である。

引き続き、特別支援学校の場においても、学校教育のみならず、社会教育、文化及びスポーツといった、就労や日常生活の時間とは異なる、生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解しあえる活動の機会が提供されるような機能が総合的に発揮されるようにすることも大切である。

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (前文・第1章 総則)

	(1000 4 010 = -1-	
	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
前文	(前略) 幼児期の教育及び義務教育の基礎の上に、高等部卒業以降の教育や職業、生活、生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに特別支援学校高等部学習指導要領を定める。	
第1章総則	1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	(3) コンピュータ等や教材・教具の活用
第3款 教育課程 の実施と 学習評価	(3) 第2款の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。	(前略) 今日、コンピュータ等の情報技術は急激な進展を遂げ、人々の社会生活や日常生活に浸透し、スマートフォンやタブレットで等に見られるように情報機器の使いやすさの向上も相まって、生徒が情報を活用したり発信したりする機会も増大している。(中略)このことにより、職業生活ばかりでなく、学校での学習や生涯学習、家庭生活、余暇生活など人々のあらゆる活動において、更に自然災害等の非常時においても、そうした機器やサービス、情報を適切に選択・活用していくことが不可欠な社会が到来しつつある。(後略)
	1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	(6) 学校図書館, 地域の公共施設の利活用
	(6)学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、 生徒の主体的:対話的で深い学びの実現に向けた授業 改善に生かすととした、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博 物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に 図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を 充実すること。	(前略)主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、学校図書館の活用に加えて、資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させるため、地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設を積極的に活用することも重要である。

	(第1章 施則 <i>)</i>						
	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)					
第5款 生徒の調 和的支援 達の支援	1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実 (3)生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。	(3) キャリア教育の充実 (前略) 更に、キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、個別の教育支援計画を活用し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。その際、各学校は、保護者が生徒の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路を巡る環境の変化等の現実に即した情報を提供して共通理解を図った上で、将来、生徒が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要である。					
	1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実 (5)(前掲)	(5) 生涯学習への意欲の向上 (前掲)					
第6款 学校留意 上の留意 事項	1 教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等 (3)教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。	(3)教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連 (前略)特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年 齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構 築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたり するなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。(中 略)運動部の活動において保健体育和付導との関連を図り、 競技を「すること」のみならず、「みる、なえる、知る」といった視 点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関 わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の 適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を 学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動 との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要で ある。					

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

第1節 視覚障害者・聴覚障害者・肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	科目等	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第 3 無 第 理 第 里 法 第 要 法	第3 各科目にわ たる指導計 画の作取扱 い	2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1)単元などの内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、保健理療(理療)(理学療法)の見方・考え方を働かせ、健康に関する事象を、当事者の考えや状況、保健理療が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な保健理療(理療)(理学療法)を関連付ける実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。	第5 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い (前略)選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、高等部の 生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習 内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これ からの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわ たって能動的に学び続けることができるようにするために は、これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら、学 習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが 求められている。
第理美 第クニ 第鹵 第クニ 第鹵エ 9科エ	〔課題研究〕	3 内容の取扱い イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。	イについては、生涯にわたる学習の基礎を培う観点から、自ら学ぶ目標を定め、何をどのように学ぶかという主体的な学習の仕方を身に付けるように配慮し、自ら学ぶ意欲を養うことが大切である。したがって、生徒が自ら設定した課題解決や目標達成に向けて行う活動、職場体験などの主体的な学習において、メンバーや指導教員、企業人など、課題研究に関連する人たちと広くコミュニケーションを図りながら、この課題研究により得た学習成果について発表し、成果に対する評価を行い、改善することができるような指導の工夫が必要である。また、課題研究の授業時間内だけではなく、文化祭などの様々な機会を利用して、学習成果を発表し、その評価が客観的になされるよう配慮することが大切である。

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第十十二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第二年 第	(国語)		〈第2段階の生徒の姿〉 2段階の生徒は、将来の職業生活や家庭生活を見据えて、地域や社会における事物や人との関わりを広げ、繰り返しながら、言葉に相手とのつながりをつくる働きがあることに気付き、相手や目的に応じて活用しようとする段階である。このため、国語科の指導においては、相手や場面、状況に応じて自ら多様な人々や社会と関わろうとする中で、意図や目的を共有して話し合ったり、効果的に伝えるために表現方法を工夫したり、生活の中で適切に国語を活用したりする経験を積み重ねることを通して、卒業後の生涯にわたる様々な生活場面や社会生活に必要な国語を身に付けることが大切である。
		2 各段階の目標及び内容 ○2段階 (1)目標 ウ言葉がもつよさを認識するとともに、進んで読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。	<2段階の目標> ③ 学びに向かう力、人間性等のウ読書については、1段階では「幅広く」、2段階では「進んで」読書をすることに重点を置いている。読書の楽しさや自分にとっての有効性を実感しながら、日常生活の中で主体的に読書をする態度を示している。このような態度を育成することは、卒業後の生涯学習への意欲を高めることにもつながるものである。

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第 各にす数目び 料通各の及容	〔社会〕	2 各段階の目標及び内容 〇1段階 (2)内容 イ公共施設の役割と制度 (ア)公共施設の役割に関わる学習活動を通して、次 の事項を身に付けることができるよう指導する。 ⑦生活に関係の深い公共施設や公共物の役割とそ の必要性を理解すること。 ④生活に関係の深い公共施設や公共物の利用の 仕方を調べ、適切な活用を考え、表現すること。	(ア)の⑦の「生活に関係の深い公共施設や公共物の役割とその必要性について知る」の「生活に関係の深い公共施設」とは、中学部で挙げた。市(区) 役所や町(村) 役場(以下、「市役所」という。)、学校、公園、公民館、三ミュニティセンター、図書館、児童館、体育館、美術館、博物館、資料館、文化会館、消防署、警察署、交番、裁判所などのほかに、公共職業安定所などが挙げられる。また、「公共物」とは、学校の共有備品、電車やバスなどの交通機関などの公共のためのものを指す。 実際の指導に当たっては、それらの公共施設や公共物は、それぞれに様々な機能を有しており、社会生活をより快適に営むのに必要なものであることを知ることが大切である。その際には、実際に公共施設を見学したり、資料を通したりして、公共施設の役割や機能を知り、現在や将来の自分の生活における適切な利用の仕方について考えることが重要である。例えば、公共職業安定所では、求職登録や職業相談を受けること、市役所では、住民票の取得や福祉サービスの利用申請、年金の申請を行うことなど、現在や将来の生活での利用を考えながら公共施設の役割と必要性について知ることが大切である。

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第 各にす教目び 科通各の及容	〔音楽〕	1 目標 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な 見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や 音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次の とおり育成することを目指す。 (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽 を愛好する心情と音楽に対する感性を育むととも に、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操 を培う。	「音楽を愛好する心情」とは、生活に音楽を生かし、生涯にわたって音楽を愛好しようとする思いである。この思いは音楽のよさや美しさなどを感じ取ることによって形成される。音楽活動によって生まれる楽しさや喜びを実感したり、由想と音楽の構造との関わりや、背景となる風土、文化や歴史などを理解したりすることを通して、音楽を愛好する心情を育てていく。「音楽に親しんでいく態度」とは、音楽科の学習が基盤となって生涯にわたって音楽に親しみ、そのことが人間的成長の一側面となるような態度のことである。そのためには、生徒が進んで様々な音や音楽及び様々な音楽活動に親しみ、音楽活動に親しみ、音楽活動を楽しむとともに、生涯にわたって音や音楽への興味・関心をもち続け、それを更に高めていくための素地を育てていくことが求められる。
		3 指導計画の作成と内容の取扱い (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 ウ生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるような機会をつくるなど、生徒や学校、地域の実態に応じて、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。	学校内の音楽活動には、音楽の授業のみではなく、特別活動における諸活動などにおいて、歌を歌ったり楽器を演奏したり音楽を聴いたりする活動も含まれる。学校外における音楽活動には、生徒が自分たちの演奏を披露するだけではなく、音楽家や地域の人々によるコンサートなどの様々な音楽活動が含まれる。(中略)このように、生徒が音楽科の学習内容と学校内外の音楽活動とのつながりを意識できるようにするためには、例えば、授業で学んだことを音楽科の授業以外の場面においても音楽に主体的に関わっていく機会を活用していくことが必要である。

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

212 - 24	ARIJET I COOLECTA / 03/18/11/19/19/19/19					
	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)			
第1款 各にす教目の及容	〔美術〕	3 指導計画の作成と内容の取扱い (1)指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 オ 2の各段階の内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、生徒や学校の実態に応じて、地域の美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること。また、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料等の活用を図ること。	オについて、地域によって美術館や博物館等の施設や美 術的な文化財の状況は異なるが、学校や地域の実態に応 じて、実物の美術作品を直接鑑賞する機会が得られるよう にしたり、作家や学芸員と連携したりして、可能な限り多様 な鑑賞体験の場を設定するようにする。連携については、 生徒の鑑賞の活動をより豊かに展開していく観点から学校 と美術館等が活動のねらいをお互いに共有しながら推進 することが大切である。			
		3 指導計画の作成と内容の取扱い (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 シ生徒が鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、学校や地域の実態に応じて、校外においても生徒作品などの展示の機会を設けるなどすること。	シについて、授業で制作した生徒の作品や鑑賞作品などを、ふだんから校内で鑑賞できるよう、適切な場所に展示し、いつでも作品に親しむことができる環境をつくることが望ましい。美術室における作品展示の仕方に創意工夫を図るとともに、それ以外の場所として、玄関ホールや廊下、階段、空き教室などの壁面を活用してミニギャラリーを設け、展示することなどが考えられる。また、地域で表現する場をつくることなどにより、学校と社会とをつないでいくことに取り組むことも重要である。特に美術和は、作品を介して教室内の人間関係だけにとどまらず、教職員や保護者、地域の人々などと連携ができる教科であり、身近なところから社会に関わる活動を進めていくことは、生徒の学びを深めていく上で効果的である。			

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1 学 各 共 名 科 摂	[保健体育]	1 目標 体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的・計画的な解決に向けた主体的・協働的 な学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯 にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポー ツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (3)生涯にわたって継続して運動に親しむことや、健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。	この目標は、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育成することを目指すとともに、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続することを目指すことを示している。(中略)「体育や保健の見方・考え方」の「体育の見方・考え方」とは、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点を踏まえ、「運動やスポーツ・その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた「する・みる・支える・知る」の多様な関わり方と関連付けること」としている。(中盤)「なる様な関わり方と関連付けること」としている。(中値)の事様な関わり方と関連付けること」としている。(中値)の事様であるようになる学習過程を工夫することにより、「生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力」の育成につなげようとするものである。「課題を発見し、企理的・計画的な解決に向けた主体的・協働的な学習過程」とは、体育分野においては、各領域特有の特性や魅力に応じた課題や生涯にわたって、豊かなスポーツライフを継続するための課題等を発見し、運動に関格となるスポーツライフをより豊かにするための知識や技能及びスポーツライフをより豊かにするための知識や技能を活用して、計画を立て、実践し、評価するといった課題解決の過程などを活用して、実践し、評価するといった課題解決の過程などを活用して、実践し、評価するといった課題解決の過程などを活用して、実践し、評価するといった課題解決の過程などを活用して、実践し、評価するといった課題解決の過程などを活用して、実践し、評価するといった課題解決の過程などを活用して、自の学び活動を振り返りつつ、中間とともに課題を解えている。

特別支援学校高等部学習指導要領等における生涯学習に関する主な記載事項 (第2章 各教科)

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第 各にす教目の 科通各の及容	〔職業〕	2 段階の目標と内容 (2)内容 A 職業生活 イ職業 職業に関わる事柄について、他者との協働により考えを深めたり、体験したりする学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (イ)職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。 ① 職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方のエ夫について考えること。	イ(イ)②の「健康管理や余暇の過ごし方の工夫について考える」とは、職場に継続的に動めるために求められる自らの健康を維持する方法や、職場での休憩等の時間を積極的に生かす方法などについて考えることである。(中略)また、休日の計画的な過ごし方を考え、福祉サービスや参加できる生涯学習の活動、地域の施設の活用などを組み合わせて利用するなど、自分の生活やニーズに沿って調撃すること、職場のレクリエーションやサークル活動への参加や福利厚生施設の利用を計画することなども考えられる。
		B情報機器の活用 職業生活で使われるコンピュータ等の情報機器を扱うことに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する イ情報セキュリティ及び情報モラルを踏まえ、コン ピュータ等の情報機器を扱い、収集した情報をまとめ、 考えたことについて適切に表現すること。	(前略)なお、情報の技術は使い方次第で、いわゆる「ネット 依存」などの問題が発生する危険性があることや、トラブルに 巻き込まれた際の対応についても扱うようにする。 また、余暇時間などにおける買い物やインターネットを適切 に行うために、クレジットカードやキャッシュカード、マイナン バー等の個人情報の取扱いに関しては、情報セキュリティの 中でも特に管理を要するものとして生徒の実態に応じて指導 することが大切である。
	〔家庭〕	1 目標 生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践い・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (3) 家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。	「生活の営みに係る見方・考え方を働かせ」とは、家庭科が学習対象としている家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生涯にわたって、自立し共に生きる生活を創造できるよう。よりよい生活を営むために工夫することを示したものである。(中略)「よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力とは、家庭科の学習で育成を目指す資質・能力であり、生涯にわたって健康で豊かな生活を送るための自立の基礎として必要なものについて示したものである。

	教科	学習指導要領	解説(学習指導要領説明会説明資料)
第1款 科通各の及容 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	[外国語]	1 目標 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による間くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (3)外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。	「主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度」とは、単に授業等において積極的に外国語を使ってコミュニケーションを図ろうとする態度のみならず、学校教育外においても、生涯にわたって継続して外国語習得に取り組もうとするといった態度を養うことを目標としている。これは、学校教育法において、学力の重要な要素として「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう」、「主体的に学習に取り組む態度」を養うことを掲げていることを踏まえたものである。知的障害のある生徒においては、卒業後の生活を考慮し、外国語でコミュニケーションを図ることの楽しさや喜びを十分に味わうことで、学校教育外でも外国語に興味・関心をもち続け、学んでいこうとする態度を養うことが大切である。
		3 指導計画の作成と内容の取扱い (2)指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ウ 外国語科を設ける場合は、生徒の障害の状態や実態に応じて、指導目標を適切に定め、3年間を通して外国語科の目標の実現を図るようにすること	ウは、高等部で外国語科を設ける場合は、生徒の障害の状態や実態に応じて、指導目標を適切に定めるとともに、3年間を通して外国語科の目標の実現を図るようにすることを示している。その際、卒業後の生活を見通して、さまざまな言語の使用場面において対話的な活動を十分に行い、生涯学習への意欲を高めるようにすることが大切である。
	〔情報〕	3 指導計画の作成と内容の取扱い (1)指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ウ情報科を設ける場合は、生徒の障害の状態や実態に応じて、指導目標を適切に定め、3年間を通して情報科の目標の実現を図るようにすること。	(前略)また、段階の指導への円滑な接続がなされるよう 留意することも示している。その際、卒業後の生活を見通 して、きまざまな情報や情報機器を適切かつ効果的に活用 する機会を十分に設け、生涯学習への意欲を高めるように することが大切である。

資料11

諸外国の大学における知的障害者の受入れについて

華	・障害者の定義に知的障害者 (精神薄弱者)が含まれてお り、知的障害者に特化した法 や政策は見当たらない。 ・1977年「特殊教育振興法」制 定 ・1995年「障害がある学生の 特例入学制度」施行 ・2007年「障害者差別禁止法」 制定 ・2008年「障害者差別禁止法」 制定 ・2011年教育部「障害者差別禁止及 が権利教済等に関する法律」 施行 ・2011年教育部「障害者の高 等教育支援ガイドブック」作成 等教育支援ガイドブック」作成
国中	・法律により国の規程する人 学基準を満たした知的障害者 に全ての機関・課程が開かれ ている。 ・1990年制定、2008年改正 「障害者保護法」視覚、聴覚、 電節、肢体、知能、情緒に障害者と政策。 ・1994年制定、2017年改正 「障害者教育各例」第5章で 「管遇教育を行う高級中学以 上の教育及び継続教育」について言及。 ・2015年施行「普通教育を行う高級中学以 いて言及。 シので言及。 ・2015年施行「普通教育を行う がで言及。 ・2015年施行「普通教育を行う の言等教育機関の全国統一入 学者選抜試験に障害者が参 加することに関する管理規則 (暫定)」障害者の全国統一入 学者試験を加を支援するため の法令。 ・中国障害者連合会 ・中国障害者連合会 ・中国障害者全国代表大会
ドイツ	・大学には、知的障害者を含む、障害者を対象とした特別な学修プログラム に設けられていない。 ・1994年に基本法(連邦の憲法)第3条第3項に、「何人もその障害によって不利益な待遇を受けることは許されない。 いりとの一文が追加されたことを契機に、2002年の「障害者事等化法」。 2006年の「一般均等待遇法」に障害を理由とする不利益な扱いの禁止、防止、2009年の「障害者事等化法」。 2006年の「一般均等待遇法」に障害を理由とする不利益な扱いの禁止、防止、2009年の国連「障害者のための権利を対しているがある。 ・2009年、全国学長に関するハンドブック「障害を持っての学修」第7版を公表。・2003年、ドイツ学生互助会が障害者の大学での学修」第7版を公表。・2013年、「中学生互助会が障害者の大学なの学修」第7版を公表。・2013年、「中学生互助会が障害者の大学での学修」第7版を公表。・2013年、「中学生互助会が障害者の大学なも一部が発効。「障害を持っての学修」第7版を公表。・2013年、「イン学生互助会が障害者が、一部が表別。「事業を行うしまり、統合の視点がら、「障害を相殺するような支援を提供することが義務づけられている。 「生生協して相当し、一事業として障害のある学生情報相談センケーを設け、障害のある学生情報和談センケーを設け、障害のある学学生に対する情報提供及び、相談の窓口を担っている。
フランス	・基本的に全ての機関・課程 が障害のある学生に開かれていない。 いる。知的障害者に特化したいない。 いる。知的障害者に特化したいない。 い。 ・2005年、障害者の権利、機会、参加及び市民権の平等のための2005年2月11日付法 律第2005-102号の制定により、障害者に対するアクセスの機会を保障。 ・2007年、大学における学生 受入れに関するガイドブック作成。以降、障害のある学生の支援の推進が発展。 ・2007年「大学/障害憲章」署名 ・2008年「グランゼコール/障害憲章」署名 ・2012年「大学/障害憲章」署名
イギリス	・基本的に、全ての機関・課程が障害のある学生に開かれているが、知的障害者に特化していない。 ・1970年「慢性疾患及び障害者に存化していない。 ・1970年「慢性疾患及び障害者法(Chronically Sick & Disabled Persons Act)」では、国内の各地区における障害者へのサービスの提供を義務付け(1976年改正)。・1995年に成立した「障害者差別禁止法(Disability Discrimination Act: DDA)」では雇用やサービスの提供を義務付け(1976年改正)。 ・2010年、人種・信条、人種や性別とともに、障害のある者に対する差別を禁止する「2010年、人種・信条、人種や性別とともに、障害のある者に対する差別を禁止する「2010」が成立。(現在、障害者等無対した。(現在、障害者等別を禁止する中核的法律。)が成立。(現在、障害者等別を禁止する中核的法律。)が成立。(現在、障害を持つ若年者に対するす。 ・2010)」が成立。(現在、障害を持つ若年者に対するせに、で、「2014年、人種・信条、人種・10年が成立。(現在、障害を持つ若年者に対するサイビス、「2014年)は一方が成立。(現在、障害を持つ若年者に対するサイビ、「12014」が成立。
アメリカ	・1973年の「リハビリテーション 法」(504条)は連邦の支援を受け た全てのプログラムにおいて障害 を理由とした差別を禁止。 ・1990年の「障害のあるアメリカ 人法」(Title 川は相応の措置を執 ることでプログラムへの参加や サービスの享受が可能な障害者 に対する障害に基づく差別を禁 は。 ・2008年の「高等教育機会法」で 知的障害者の大学等受入れ振興 事業の新設、連邦奨学金規定の 設置などを規定。新設の受入れ 事業は連邦奨学金の対象となっ たため、知的障害者の大等要及れ振興 事業は連邦奨学金の対象となっ たため、知的障害者の高等教育 機会拡充に寄与。
	経験、国の なる内部な はお見がな をは状合 では、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で
	制度的枠組み背景・経緯

				-
王韓	「2018年度入学者のための障害者等に対する特別選考」を実施した大学は、全大学・専門大学(327校)のうち、専門大学16校、4年制大学100校の計116校であり、これを利用して入学した学生は、専門大学16校56人、大学100大学、888人で総計944人。但し、知的障害者の志願者は多いものの、合格者は少ない。	・規程上重度も含むが、詳細は不明	・大学によって異なるが基本的にはインクルーシブ。	・正規学生プログラム、非正規学生プログラムがある
田中	・障害者の高等教育入学者数 (2017)は1万404人	・不明, ただし、「障害者教育 条例」第34条では「国の規程 する入学基準を満たした障害 者の受験・入学を受け入れな ければならない」と記されてい るので、入学基準を満たして いれば、知的障害者の受入れ は可能。	・不明。ただし、高等教育機関 には障害のある学生を受け入 れる特別支援教育学院や関 連する専門分野を設置するこ とが求められている(「障害者 教育条例」第35条)	・「障害者教育条例」第34条に基づいて入学すれば、学生として成人高等教育機関や高等教育機関や高等教育機関や高等教育機関に所属できる。
ドイツ	学生の11%(約26万4,000人) が, 学修を妨げるほどの影響 を与える健康上の障害を1つ 以上有している(2016年夏学期)。そのうち47%が情緒障害, 18%が慢性的身体的疾病, 6%が多重障害, 4%が運動障害, 4%が運動障害, 2%が聴覚障害, 1%が言語障害。知的障害のカテゴリーはない。	・規定上は、軽度/重度の区 別はない。ただし、実態として 知的障害者の受入れはほとん どない模様。	・基本的にインクルーシブ。	·华本·聴講生
フランス	・基本的に全ての機関・課程 が障害のある学生に開かれて いる。 ・高等教育機関における障害 のある学生数は25,942人 (2016年度。うち大学が 24,808人)。学士課程の履修 が最も多い。	・基本的に障害の度合いにかかわらず受け入れる。	・基本的にはインクルーシブ。 ただし、学生のニーズにより異 なる。	· 中
といキト	・高等教育機関における障害 のある学生数は256,995人 (2015年度。高等教育機関の 大学院生を含む学生数は 2,023,835人)。但し、障害の ある学生数は自己申告によ る。また当該数は、身体的・精 者を包含しており、知的障害 者の数は不明。(出典:「英国 高等教育統計機関(HESA)」 2015-2016)	・詳細は不明。ただし、障害の 特ない。 あない。 を受け入れに際して障害のあ を受性をいかなる理由においても、直接的あるいは間接的 に差別することは違法となる。 (例:願書を受け付けない、あ るいは願書が障害者にとって 入手困難な方法で提供されて いる等)	・学生のニーズにより異なる。 場合によっては入学前に学生 支援センターのスタッフと打合 せ。	・法令上,学生(ただし実質的に知的障害者が入っているかどうかは不明)
アメリカ	・少なくとも全米で262プログラム が受入れを実施。このうち半数以 上の148プログラムは4年制大 学、3分の1強の96プログラムは コミュニティカレッジをはじめとす 32年制大学で提供(その他は、 職業教育学校等) ・マサチューセッツ大学ボストン校 のプロジェクト(Think Collge)か ら得られた2年プログラム(94プロ グラム)と4年プログラム(24プロ グラム)と4年プログラム(24プロ グラム)の学生数は多くの場 合20人以下。	・各プログラムの願書では、「数時間にわたって自立的に活動できくこと」や「第3学年程度の読解力を有する者」等、一定の能力を有していることを求めている場合がある。 ・「重度の知的障害」を主たる対象とする	・プログラム在籍者のみの授業が あるプログラムが多いが, こうした プログラムでも一般学生との交流 機会が用意されている。	・4年プログラムは聴講のみを認 めている場合が多いが、2年プロ グラムは、単位取得と聴講の双 方を認めている場合が多い。 (Think Collegeの個別プログラム 情報)
	受入れの規 模・実態 (機関数, プ ログラム数, 統計等)	受け入れ層 (軽度のみ か, 重度も含 めているか)	学習集団 (専用クラス か否か)	学生の身分 (「学生」か、 「聴講生」等 か)

車韓	・大学、プログラムによって異なる。 基本的には、社会的自立を目指した取組。職業教育訓練の 色彩が強いが、学位取得も可能。	・大学、プログラムによって異なる。 通学型やインターンなどを活用した取組がある。	・正規学生プログラムには、選抜試験がある。選考方法は大学によって異なるが、多くが内申書、全国共通の修学能力試験の結果、面接などを選抜資料としている。	・学位プログラムは3年(準学士), 4年(学士)がある。 ・非学位プログラムは1~2年。	
田	・障害者が平等に社会生活に参加できるようにするため。 ・・「障害者教育条例」に基づくと、学位取得、資格取得、履修証明全ての可能性あり。	不明,「障害者教育条例」第36条に基づくと遠隔教育等の様々な方式がとられている。	・知的障害者を主な対象とは していないが、専攻学科に対 応した入学者選抜試験を実 施。	・知的障害者を対象とはしてい・学位プログラムは3年(準学ないが、特別支援教育学院で 士)、4年(学士)がある。 は、学科により4~5年 ・非学位プログラムは1~2年	
デイジ	障害者に特化した学修プログラムはないため、通常は、一般の学生と同様に学位や単位の取得が開発に学位を単位の取得が目的。	基本的には, 一般の学生と同じ。ただし、障害を理由にフルタイム就学が困難な場合には, パートタイム就学も認められる。	・健常の学生と同様に、アビ トゥア等の大学入学資格の取 得が必要。 ・原則として、一般の学生と同 様にアドトゥア試験を受験する が、受験に当たっては障害を 相殺するための措置(手語、 点字、代筆等の支援の提供) が取られる。 ・障害を理由に、アビトゥアの 成績が悪化た場合や遅れて アビトゥアを取得することに なった場合には、特別な申請 により、選考や待機期間にお いて特別な配慮を受けること ができる。	基本的に、一般の学生と同じ。ただし、延長することも可能。	
スプランス	・一般の学生と同様。	- 基本的に一般学生と同様。 ただし、毎日通学することが難し しい学生に対しては、履修方 法や形態を調整する。	・全ての試験及び選抜試験において、また全ての形式及び評価方法であっても、試験及び選抜試験は障害のある学生が必要な調整を実施する。	・延長が認められる。	
イギリス	・一般の学生と同様。	・大学、プログラムによって異なるが支援が必要な場合は、大学が必要に応じて支援サー大学が必要に応じて支援サービスを提供する義務が法律で定められている。	知的障害者を主な対象としたのではないが、正規学生プのではないが、正規学生プリグラムには、選抜試験がある選考方法は大学によってら埋なるが、多くが願書・ツセイ、全国共通の修学能がセイ、全国共通の修学能がでかり、12験の結果が必要であり、1名大学や医・歯・獣医学部には面接や独自試験が行わしる。	・プログラムによる。一般的 に,学部段階では3年(一部4年)。ただし医・歯・獣医学は5~6年。	
アメリカ	 ・4年プログラムと2年プログラムに学位に直結するプログラムはない。 ・多くは資格・修了証を授与。大学が認めているものと大学未承認のものがある。 (いずれもThink Collegeのプログラム大学情報) 	-4年プログラムの多くは大学内へ 大学外に生活施設を有している。 2年プログラムの半数以上は生活 施設がない(通学制)。 (Think Collegeの個別プログラ 情報)	・多くに共通していることは志願者 もの基本情報、常用薬物やトイレ利 ロ	・確認される262プログラムにおいて修業年限別のプログラムにおい に修業年限別のプログラムの状 況は次のとおり。 1年:13プログラム,2年:94プロ グラム 3年:20プログラム,4年:28プロ グラム 学生によって異なる:76プログラ ム	
	学習のねら い, 学位取得 か, 資格取得 か, 履修証明 か	接業形態 (毎日通学し、) で授業を受け るのか)	入学選考方 法	参 车 在	
	教作活動				

		^-	
工	・一般の学生と同じ	・大学によって異なるが, 多くの場合, 特殊教育対象者に認定された者は授業料の10%が免除される。	
田中	・知的障害者を対象としたものではないが、北京連合大学特別支援教育学院の例では、視覚コミュニケーションデザイン、コンピュータ、鍼灸按摩、音楽、園芸等がある。	・知的障害者を対象とはしていないが、特別支援教育学院のないが、特別支援教育学院の授業料は年間4,600元から8,000円(約7万8,200円~13万6,000円:1元=17円で換算)(北京連合大学特別支援教育学院の例)	
ドイツ	一般の学生と同じ。	・一般の学生と同様に授業料 は無償で、奨学金も同程度。 ・ただし、学生自身が持つ障害 を理由に、通常よりも長く学修 を行う必要が認められる場合 には、希望により、延長した期 間も引き続き奨学金を受け取 ることが可能。 ・その他、インクルージョンの 観点で学修を行う上で必要と 認められれば、障害を相殺す るための様々なん的、物的、 経済的支援を受けることが可能。 ・生活費が足りない場合には、 社会法典による特別給付を受けることができる(基本的、大 社会法典による特別給付を受けることができる(基本的、大	同等性, インクルーシブに向けた積極的な取組として, 大学の社会的な評判が高まる。
フランス	・基本的に一般の学生と同じ。 ただし、学生のニーズにより調整。	ン・奨学金の受給に関して、障害の状況が考慮される。 ・公共交通手段が利用できない場合、通学費用は負担される。	
イギリス	・基本的に一般の学生と同じ。	・規定を満たせば、学生ロー、 カンパニーという準政府機関 からDisabled Students Allowances (DSAs)を受給で きる。(2010年平等法)	・高等教育機関で開講されて いる障害学(Disability Studies)関連の授業や研究 に,何らかの寄与ができると 考えられる。
アメリカ	・自立した生活と就職を目的する学習を核とし、一般学生が履修する科目も履修・ニーズに合わせた学習計画が定められるが、多くの場合、インターンシップなどの機会が設けられている。	-4年プログラムの授業料は1.5万 ~2万ドル、2年プログラムは1- 0.5万ドルが多い。 ・授業料とは別にプログラム専用 の手数料を数干ドル単位で徴収 する場合もある。 ・無償プログラムの多くは現役ハイスクール生徒がコミュニティカ レッジ等で学ぶ二重登録制度。 (Think Collegeの個別プログラム 情報)	・一般に大学は多様性を機関としての強みと認識しており、知的障害者も多様性を高めるものとして 捉えていると推察される。
	履修科目	授業料・補助の有無無	大学にとってのメリット

資料12

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の概要

法律の背景・目的(1条)

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす

文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
→ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

基本理念(3条)

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸 術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が 障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社 会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
 - ・障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
 - ・文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

基本的施策

① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)

- ・字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
- ・施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた 鑑賞しやすい環境の整備促進 など
- ② 文化芸術の創造の機会の拡大(10条)
 - ・社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ 文化芸術を創造することができる環境整備 など
- ③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)
 - ・公共施設における発表のための催しの開催推進
 - ・芸術上価値が高い作品等の海外発信 など
- ④ 芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)
 - ・作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
 - ・保存場所の確保 など
- ⑤ 権利保護の推進(13条)
 - ・著作権等の制度に関する普及啓発
 - ・著作権保護等に関するガイドラインの公表
 - ・契約締結時の障害者への支援の充実など

⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)

- ・企画、対価の授受等に関する事業者との連絡調整を支援する体制の整備 など
- ⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)
 - ・小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
 - ・特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
 - ・国際的な催しへの参加促進 など
- ⑧ 相談体制の整備等(16条)
 - ・文化芸術活動について障害者、その家族等からの 相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など
- 9 人材の育成等(17条)
 - ・①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進など
- ⑩ 情報の収集等(18条)
 - ・国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など
- ① 関係者(国・地方公共団体、関係団体、大学、 産業界等)の連携協力(19条)
- ※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

【推進体制】 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動 (20条) 推進会議 | を設置 → 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

【財政措置等】政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け (6条)

障害者芸術文化活動普及支援事業

概要

(平成31年度予算案 2.3億円)

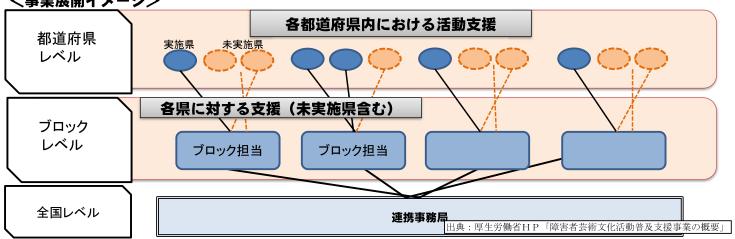
- 「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26~28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図り、地域における障害者の自立と社会参加を促進する。
 - (1)都道府県レベルにおける活動支援(都道府県内の相談支援、人材育成等)
 - (2)ブロックレベルにおける広域支援(実施都道府県・未実施都道府県の支援、ブロック研修等)
 - (3)全国レベルにおける支援(全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等)

実施主体

〇 都道府県、社会福祉法人、NPO法人等

補助率

<事業展開イメージ>



障害者芸術文化活動普及支援事業の概要

○ 「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26~28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図る。

1. 対象事業等

事

業

内

宓

(1)都道府県レベル

障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)を 行う事業所を支援する「支援センター」を設置し、 次の事業を行う。

- ア 都道府県内における事業所等に対する相談支援 (支援方法、権利の保護、鑑賞支援等)
- イ 芸術文化活動を支援する人材の育成等
- ウ 関係者のネットワークづくり
- エ 発表等の機会の創出
- オ 情報収集・発信(都道府県内の実態把握、情報 発信)

(2) ブロックレベル

各支援センターをブロック単位で支援する 「広域センター」を設置し、次の事業を行う。

- ア 都道府県の支援センターに対する支援(支援センターへ関係機関や専門機関の紹介、 アドバイス等)
- イ 支援センター未設置都道府県の事業所等に 対する支援
- ウ 芸術文化活動に関するブロック研修開催
- エ ブロック内の連携の推進
- オ 発表等の機会の創出

(3)全国レベル

全国の支援センター及び広域センターを横断 的に支援する「連携事務局」を設置し、次の事 業を行う。

- ア 広域センター等に対する支援(広域セン ターや支援センターへ関係機関や専門家の紹 介、アドバイス等)
- イ 全国連絡会議の実施
- ウ 全国の情報収集・発信、ネットワーク体制 の構築
- エ 成果報告とりまとめ、公表等
- オ 障害者団体、芸術団体等との連携

2. 実施団体の選定の流れ

外部有識者から構成される『評価委員会』において総合的な 評価を行い、予算の範囲内で実施団体を決定

 厚生労働省
 事業実施団体

 プロックレベル・ 全国レベルのみ (都道府県レベルは 各都道府県で実施)

 出典:厚生労働省HP「障害者芸術文化活動普及支援事業の概要」

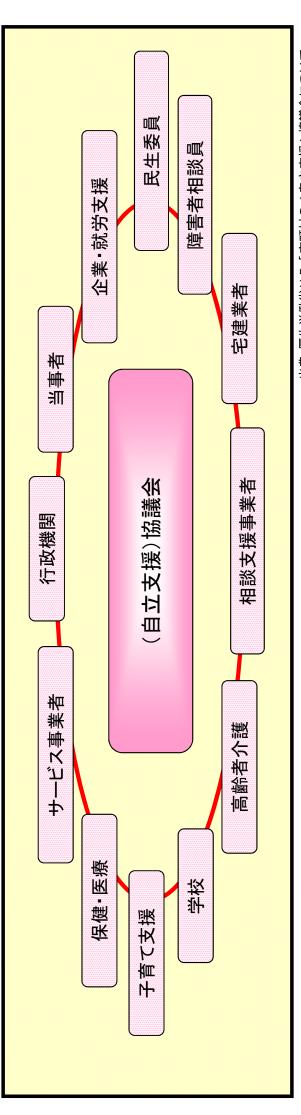
市町村の(自立支援)協議会について

- 地域の関係 その課題を踏まえて、地域の 協議会は 支援) .支援法等の一部改正により、平成24年4月から法定化された(自立] 個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、[.] サービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。 自立支援法等の が集まり、 种
- 〇 具体的には
- 一の事業実績に関する検証や評価 託障害者相談支援事業や基幹相談支援センタ
- 個別事例の支援のあり方についての協議 相談支援事業者等からなる相談支援に関する専門部会等における、
 - 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制の検討
- 保健所や地域 **障害福祉サービスの利用の組み合わせ** 入所施設、 精神科病院、 地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、 ス事業所等による地域移行のネットワークの強化や よる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化 障害福祉サービ IJ

地域における障害者虐待防止等のためのネットワー クの強化を図る必要がある旨が、通知により明確化されている。 等の取組を地域の実情に応じて進めていく必要がある旨や、

こととなっている 個人情報保護の取扱いに留意する 個別事例に係る協議を行う場合には、 協議会において、 (自立支援) 138^X

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



出典:厚生労働省HP「市町村の(自立支援)協議会について」

共に学び、生きる共生社会コンファレンス

障害者の学びの場づくりの担い手の育成、学びの場の拡大に向けて~ ~障害理解の促進、

颧侧

障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けて、障害者の地 域における学びの場を全国的に整備することが急務である。 誰もが、 平成26年の障害者権利条約の批准等を踏まえ、

そこで、障害者の生涯学習活動の関係者を集めた『共に学び、生きる共生社会コンファレンス』を全国ブロック別に開催し、障害者本人に よる学びの成果発表等や、学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を行うことで、障害のある者と 支援者同士の学び合いによる**学びの場の担い手の育成、障害者の学びの場の拡大**を目指す。 ない者の交流による**障害理解の促進**や、

コンファフンス実施イメージ

- ブロックごとに実行委員会を組織し、地域の実情に合わせてコンファレンスの趣旨・目的を設定
- ●趣旨・目的に沿って下記の取組例を参考にコンファレンスを構成し、参加者の理解を深め、意識啓発を図る



別1 障害者と日頃交流する機会がない参加者が、障害について理解を深めるための、障害者本人による学びの成果発表や、思いの表現等の機会を設定

例2 障害者の学びの場の担い手を育成するための優れた実践事例の発表や、ワークショップ等の実施

13 実践者のネットワーク構築に資する、各テーマ(学びの場の類型、障害種、実施主体等)ごとの分科会の開催

実施例イメージ(文部科学省主催「超福社の学校」平成30年11月)

スンファレンス (Conference)

会議、協議会 関係者間で共有する問題 について協議すること

実施規模

○全国 5~6力所程度

- ○全国をブロックに分け、複数の都道府県の関係者を対象として実施
- (目安として、北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄ブロックなど)
- ○開催期間は1~2日間を想定(複数回の開催も可能)

参加者

- ○100~200名程度を想定
- ○障害者本人、学びの支援者・関係者、障害者の 学びに関心のある人など
- ⇒都道府県・市町村職員(障害者学習支援担当、生涯学習、教育スポーツ、文化、福祉、労働等)、社会教育主事、公民館・図書館・博物館職員、特別支援学校等教職員、教職員経験者、障害者の学習支援実践者(NPO等)、大学関係者、福祉サービス事業所職員、社会福祉協議会職員等。

事務局・予算

- ○【事務局】「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」委託団体と都道府県・市町村職員等を中心に、実行委員会を構築
- 〇【予算】 1力所100万円程度



誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、 生きる共生社会の実現

回指す成果

-)全国各地における障害理解の促進)実践者同士の学び合いによる担い手の育成
 - ○障害者の学びの場の拡大